

恵庭市青少年宿泊研修施設条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、恵庭市青少年宿泊研修施設条例（平成31年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

第2条 宿泊研修施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間 午後3時から翌日の午前10時まで
- (2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、恵庭市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

（使用の申請）

第3条 条例第6条第1項の規定により宿泊研修施設の使用の許可を受けようとする使用団体は、恵庭市青少年宿泊研修施設使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 市内の団体 宿泊研修施設を使用する日（以下「使用日」という。）の属する月の12月前の日の属する月の1日から使用日の1月前の日まで
- (2) 市外の団体 使用日の属する月の6月前の日の属する月の1日から使用日の1月前の日まで

3 前項の申請ができる時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

（使用の許可）

第4条 教育委員会は、宿泊研修施設の使用を許可したときは、恵庭市青少年宿泊研修施

設使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を、使用を許可しないときは、恵庭市青少年宿泊研修施設使用不許可通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- 2 前項の規定により使用の許可を受けた使用団体は、使用許可書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（使用許可に係る取消し又は変更）

第5条 使用団体が使用を取り消し、又は許可された内容を変更しようとするときは、恵庭市青少年宿泊研修施設使用許可取消（変更）申請書（様式第4号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用料の後納）

第6条 条例第7条第1項ただし書の規定により使用料を使用が終了した後に納付すること（以下「後納」という。）ができる使用団体は、国、地方公共団体及びその他相当の理由があると認められるものとする。

- 2 使用料を後納しようとする場合は、使用許可申請書にその旨記載しなければならない。

- 3 前項の規定により使用料を後納する場合は、納入通知書を交付するものとする。

（使用料の減額及び免除）

第7条 条例第7条第2項の規定による使用料の減額及び免除の対象は、次のとおりとする。

(1) 条例第5条第1項第1号に規定する青少年の団体のうち、市内の団体の指導者及び引率者が使用するとき。

(2) 恵庭市又は教育委員会が主催又は共催する事業に使用するとき。

(3) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

- 2 前項の規定による使用料の減額及び免除の基準は、別表第1のとおりとする。

- 3 前2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする使用団体は、恵庭市青少年宿泊研修施設使用料減額申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用団体の遵守事項)

第8条 使用団体は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (2) 施設等を清潔に保つこと。
- (3) 騒音を発し、又は暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) その他、職員の指示に従うこと。

(破損等の届出)

第9条 使用団体は、施設等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに恵庭市青少年宿泊研修施設破損（汚損・滅失）届（様式第6号）を教育委員会に提出し、その指示を受けなければならない。

(指定管理者による管理に係る準用)

第10条 条例第8条第1項の規定により施設等の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う許可その他の手続については、この規則の規定に準じて行うものとする。ただし、第2条第2項の規定は、適用しない。

(委任)

第11条 この規則に定めるものほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第2項の規定により施行日前において行われる宿泊研修施設の使用の許可に当たり必要な準備行為は、この規則に規定する手続の例によるものとする。

(恵庭市青少年研修センター条例施行規則の廃止)

3 恵庭市青少年研修センター条例施行規則（平成16年教育委員会規則第4号）は、廃止する。

別表第1（第7条関係）

減額基準

区 分	割 合
(1) 条例第5条第1項第1号に規定する青少年の団体のうち、市内の団体の指導者及び引率者が使用するとき。	5割
(2) 恵庭市又は教育委員会が主催又は共催する事業に使用するとき。	5割
(3) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。	5割

備考 減額は、主催する団体が団体本来の目的に使用する場合に限るものとする。